

第 3 章

各種施策の具体的方策

各種施策・事業については文末に付した以下の区分により実施時期を明記します。

施策・事業の実施の区分	
A	現在実行している施策・事業であり、今後さらに充実し、継続するもの
B	新規事業として、平成33年度までに実施することを目標とするもの
C	新規事業として、実施に向けた検討を行うもの

※施策の具体的な数値目標等については、「桐生市障害福祉計画」の中で設定します。

第1節 ～心の壁をとりのぞくために～

1 課 題

障害をもつ人ももたない人も、すべての人が互いに理解しあい、助け合い、平等に生活する社会を築くためには、市や国、県などの行政機関が障害者に対する各種施策を実施してだけでなく、すべての住民が、障害を取り巻く問題を自分自身の問題ととらえ、障害及び障害者に対する正しい理解、認識を深めることが必要です。

また、障害者の自立と社会参加を促進していくためにも、すべての住民がノーマライゼーションの理念を共有し、障害や障害者に対する「心の壁」をとりのぞくことが重要です。

これまでも、社会福祉協議会や障害者団体などとの連携を図り、相互理解を深めるための広報・啓発活動を推進してまいりましたが、継続して障害に関するイベントや講演会、体験学習会などを開催し、健常者が障害を疑似体験できる機会の提供や、障害者と健常者との交流を更に促進し、ノーマライゼーションの理念を普及させていくことが課題となります。

2 具体的方策

(1) 啓発と広報活動

◇障害者に対する「心の壁」をとりのぞくための広報・啓発活動は、障害者施策の重要な柱であり、障害者や特別支援教育への理解を深め、障害者雇用の促進を図るため、「広報きりゅう」などの広報媒体や各種行事等を活用した積極的な広報・啓発活動を進めるとともに、視覚障害者に対しては、点字図書館が点訳文化会や朗読奉仕会の協力を得ながら、「点字の広報」や「声の広報」等の充実に努めます。【A】(福祉課)



◇「障害者週間(12月3日～9日)」、「知的障害福祉月間(9月)」、「障害者雇用支援月間(9月)」、「人権週間(12月4日～10日)」などの障害者福祉に関する各種行事の周知を図り、障害に対する市民の理解を深めます。【A】(産業政策課・福祉課)

◇各種啓発事業への参加や福祉情報誌の発行など、社会福祉協議会及び桐生市地域自立支援協議会と連携して、障害及び障害者に対する正しい理解を深めます。【A】(福祉課)

◇障害者問題に対する理解を促進するため、地域住民等の理解を深める福祉講座や講演会・障害体験学習会の開催など、その充実に努めます。

【A】(福祉課)

(2) 地域福祉活動等の充実

◇福祉活動を中心としたボランティア組織づくりが活発になるよう、ボランティア養成講座などへの参加を呼びかけ、支援していきます。あわせて、住民が主体となって組織したボランティア団体に、地域住民さらには障害者自身が気軽に参加できるよう、その活動支援策を社会福祉協議会と連携して推進します。【A】(福祉課)



◇手話通訳、要約筆記、点訳、朗読奉仕など、視覚・聴覚障害者のコミュニケーション支援等、情報を仲介する専門的ボランティアの養成・確保に努めます。【A】(福祉課)

◇地域福祉を支えるボランティア活動の振興を図るため、情報及び活動拠点としての市民活動推進センターや総合福祉センターなど市有施設の機能充実を図り、ボランティア団体の自主的・自立的活動を支援するとともに、社会福祉協議会・ボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティア実践者の裾野拡大に努めます。【A】(市民生活課・福祉課)

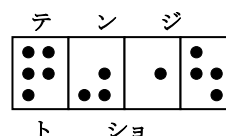


◇地域福祉活動を行う非営利組織(NPO)の積極的な活用と支援できる体制の確立に努めます。【A】(福祉課)

(3) 相談体制と情報収集・提供の充実

◇障害者の種別や年齢を問わず、障害者自身やその家族に対する保健・医療・福祉その他各般にわたる相談支援体制を確立し地域で自立した生活ができるよう支援します。【A】(福祉課・子育て支援課・健康づくり課)

◇都道府県及び国の地方機関等と連携し、各種諸制度の利用・活用のための資料コーナーの設置等により、情報の提供窓口の充実を図るとともに、総合福祉センター・点字図書館等の活用を進め、視覚・聴覚障害者等に対する的確な情報提供に努めます。【A】(福祉課)



◇情報化社会の進展に伴い、インターネット環境を利活用する障害者や福祉関係者も増えており、情報の収集・提供について、ホームページ等の活用の充実に努めます。【A】(福祉課)

◇自らの判断で福祉サービスの選択し、契約を結ぶことが困難な障害者に対し、地域で安心して生活ができるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行等を行う「福祉サービス利用援助事業」の活用の周知に努めます。【A】(福祉課)

◇3障害の専門的な相談等に対応できるよう、市の事業としての相談支援事業の充実を図ります。【A】(福祉課)

第2節 ～障害の発生予防と軽減のために～

1 課 題

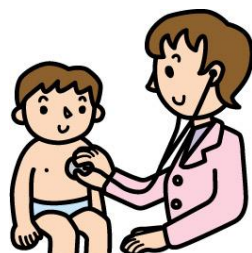
障害対策は障害の発生を予防することが基本的な施策の一つとなります。したがって、障害の直接的な発生原因となる交通事故の防止対策や薬害、生活習慣病等に関する知識を周知することと同時に、健康教育事業や健康診査等を通じて将来的に発生が予想される疾病を未然に防ぐことが重要です。また、障害をできるだけ早期に発見し、必要な治療と指導訓練を行うことで、障害を軽減し基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

このため、障害の早期発見と早期療育体制、自立訓練事業等の充実が求められており、保健・医療・福祉・教育が連携した一体的なサービスを提供できる体制をつくることが課題となります。

2 具体的方策

(1) 障害の発生予防と早期発見・早期治療

◇先天性障害の発生予防・早期発見のために、妊産婦に対する健康教育・健康診査等の保健対策について一層の充実を図ります。【A】（健康づくり課）



◇県及び医療機関等と連携して乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等による早期発見体制及び訪問指導体制を充実いたします。【A】（健康づくり課）

◇障害を受けた初期の段階で、本人及び家族に対して、障害に係る各種サービスの紹介、心身の支援等を行う相談支援体制の充実を図ります。【A】（子育て支援課・福祉課・健康づくり課・学校教育課）

◇生活習慣病予防のため、各種健康診査を実施し、健康状態の確認を行うとともに生活習慣病を改善することで障害発生を未然にくい止められるよう各種保健事業の充実を図ります。【A】（健康づくり課）



(2) 障害の軽減、補完、治療

◇障害を軽減し自立を促進するためには、療育及びリハビリテーション医療が重要な役割を果たしており、各種医療機関における療育・リハビリテーション医療実施体制の整備など、その一層の促進について働きかけます。

【A】(福祉課)

◇障害の軽減及び補完のため、自立支援医療費の給付、訪問審査、更生相談、補装具の交付及び修理、日常生活用具の給付等の充実を図ります。

【A】(福祉課)

◇精神疾患や精神障害については、誤解や偏見を取り除き、市民の精神障害に対する正しい理解と協力を求めるため、精神障害についての知識の普及に努めます。【A】(福祉課・健康づくり課)

◇精神障害者に対する相談機能の充実を図るため、専門相談員の確保に努めます。【A】(福祉課)

◇精神保健福祉に関する専門的な知識や相談能力の向上を図れるよう、各種研修等の受講により、相談員の資質向上に努めます。

【A】(福祉課・健康づくり課)



第3節 ～生活の質の向上のために～

1 課 題

障害者福祉の目標である「ノーマライゼーション」の実現を図るためには、障害者が生まれ育った家庭や地域で安心して自立した生活がおくれるよう、生活の質の向上に向けた多様な福祉サービスの提供と、その情報提供を行っていくことが必要です。

今後は、自立支援の観点から、「居宅介護の充実」、「短期入所や日中一時支援の充実」、「行動援護や移動支援事業の充実」、「医療費の軽減」、「福祉的就労の場の充実」、「障害者向けの住宅や共同生活できる場所の充実」などが求められており、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画に掲げた目標に向けて、サービスを提供していくことが重要となっています。

2 具体的方策

(1) 在宅福祉サービスの充実

◇重度の障害者が、地域社会の中で主体的な生活がおくれるよう、ホームヘルプサービスや重度訪問介護、短期入所や日中一時支援事業などの施設整備の促進を図り、障害程度区分に応じたサービスを提供します。【A】(福祉課)



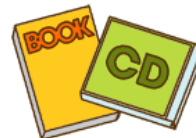
◇障害者の日常生活の利便性を確保するため、障害の程度・種別に合わせた補装具、日常生活用具などを給付し、その活用を促進します。【A】(福祉課)

◇障害者の所得保障の制度として、特別障害給付金の充実及び特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当や心身障害者扶養共済制度等の充実並びに医療費の軽減は、障害者の生活の質や経済的自立に欠かせないものであり、制度の充実及び改善を国や県へ要望していきます。【A】

(医療保険課・福祉課)

◇障害者の生活支援の一環として、各種助成や税の減免及び控除、交通運賃料金の割引等の制度の活用について周知します。【A】(福祉課)

◇県内では唯一の「市立点字図書館」の機能強化を図ります。点字図書及び録音図書のデジタル化を推進するとともに、全国ネットワークによる相互貸借の活用及び生活情報等を積極的に点訳、音訳し、視覚障害者の情報環境の向上に努めます。【A】(福祉課)



◇市が実施主体である「地域生活支援事業」に定めた必須事業の「相談支援」「コミュニケーション支援」「地域活動支援センター」「移動支援」「日常生活用具給付」「成年後見人制度利用支援」とその他事業の充実を図ります。

【B】(福祉課)

(2) 施設福祉サービスの充実

◇施設から地域への移行について障害福祉計画に定めた目標達成に努めます。

【B】(福祉課)

◇在宅サービスを基本としつつ、施設サービスが望ましいと考えられる障害者については、障害の程度や希望に応じて、適切な施設への入所指導を進めます。【A】(福祉課)

◇社会福祉施設の円滑な運営と利用者の処遇向上を図るため、体制の充実や社会福祉法人が設置・運営する施設の育成及び指導に努めます。

【A】(福祉課)

(3) 生活の場及び就労訓練の場の整備

◇生活の場としての、身体、知的及び精神障害者のためのグループホームやケアホームなどの整備促進を図ります。【B】(福祉課)



◇障害者が自らの意思で働き・活動できるよう、自立に向けて訓練する場として、自立訓練や就労継続支援・就労移行支援等の通所施設の整備促進・支援を行います。また、福祉的就労から一般就労・在宅就労への移行が効果的に進むよう、福祉と雇用施策の連携強化を図ります。

【B】(産業政策課・福祉課)

第4節 ～一人ひとりの特性に応じた教育・育成のために～

1 課 題

障害をもつ子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立して生活していくことができるようにするためには、個々の持つ障害の状態や能力・適性等に応じた教育の場や学習機会を提供し、適切な教育を進めるとともに、保健・医療・福祉・教育など関係機関が連携し子どもたちの成長過程において配慮し、必要な支援を行っていくことが求められます。

また、あわせて、障害をもつ子どもと持たない子どもが活動をともにすることにより、相互理解が深められるよう、福祉教育や交流教育を推進することが課題となっております。

2 具体的方策

(1) 早期支援と保育の充実

◇0歳からの早期対応の充実を図る観点から、幼稚園・保育所において、受入可能な心身障害児については、その受け入れの推進並びに促進に努めます。また、その受け入れにあたっては、社会への適応力を伸ばし、望ましい発達を促進するため、関係機関の協力を得ながら、保育士等の研修の充実、保育所・幼稚園機能の強化、障害をもたない園児・子どもとの交流を図りながら早期支援と保育の充実を図ります。【A】（学校教育課・子育て支援課）



◇地域と保健・医療・福祉・教育など各分野との連携を深め、未就学児について早期から相談や支援が受けられる体制を整備するとともに、適切な療育方法や福祉的支援についての情報提供・療育相談体制の強化・支援体制の充実などを図り、日常生活の向上を図ります。【A】

（健康づくり課・子育て支援課・福祉課・学校教育課）

◇在宅の心身障害児に対して、集団療育の充実を図るとともに、地域子育て支援センターとの連携を強化し、就学前の子育て支援の充実を図ります。【A】

（子育て支援課・福祉課・健康づくり課・学校教育課）

(2) 学校における福祉教育等の充実



◇障害をもたない児童・生徒のやさしい思いやりと福祉の心を育むために、学校教育のあらゆる場において福祉教育を取り入れるとともに、小・中・高等学校の社会福祉協力校の実践を参考に、障害をもった人たちに対する思いやりの心を育てる教育の推進に努めます。

【A】（学校教育課）

◇小・中・高校生に対して、市社会福祉協議会が主催し、夏休みに実施するボランティアスクールを始め、福祉体験学習の充実を図ります。【A】(福祉課)

◇各種研修会を充実させ、専門的な知識や指導力の向上を図れるよう、教員の資質向上に努めます。【A】(学校教育課)

◇特別支援学校・特別支援学級と通常の学級・地域社会との様々な交流活動を行い、相互理解を深め、思いやりの心を育てるよう、啓発運動や交流教育をさらに進めます。

【A】(学校教育課)



(3) 特別支援教育の充実

◇一人ひとりの障害の内容や特性、教育的ニーズに対応した就学・進路指導を進めるとともに、それらに応じた教育課程の編成や個別の指導計画作成を進め、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を育て、障害児の社会的自立を図ります。【A】(学校教育課)

◇特別支援コーディネーターを中心に、校内支援委員会の機能の充実を図り、関係諸機関との連携を深めて、障害の早期把握や支援体制の整備に努めます。

【A】(学校教育課)

◇特別支援教育に関する専門的な知識や指導力の向上を図れるよう、各種研修会を充実させ、職員の資質向上を図ります。【A】(学校教育課)

◇通常の学級と特別支援学級の児童生徒並びに特別支援学校の児童生徒と居住地にある学校との交流及び共同学習をさらに進めます。【A】(学校教育課)

◇障害をもつ生徒が義務教育終了後も将来の目標や生きがいを持ち、自立した社会生活を営むことができるよう、福祉機関や教育機関・労働機関などとの連携強化に努めます。また、障害を持つ生徒やその保護者に対し、継続的に支援が行えるよう、長期的な展望に立った指導の充実を図ります。

【A】(産業政策課・学校教育課・福祉課)

◇市立特別支援学校や小中学校に設置している特別支援学級において、障害の程度や発達段階、個別の教育ニーズに応じた適切な教育が受けられるよう、教材教具の充実と指導方法の工夫・改善、施設・設備の整備及び必要に応じた改善に努めます。

【A】(教育総務課・学校教育課)



◇特別支援学校等の放課後、学齢期にある心身障害児に対し、集団活動や社会適応訓練を行い、家庭・学校・企業等、地域社会が一体となってその主体性・社会性を育成し自立の促進を図ることを目的とした集団療育を推進するとともに、小学校区ごとに実施している放課後児童クラブについても、障害児の受け入れを促進します。

【A】(子育て支援課・福祉課)

第5節 ～働きやすい職場・就業の場の確保のために～

1 課 題

障害者がある能力や適性に合った職場へ就労することは、自立した社会生活を営む上での経済基盤となるとともに、社会参加の促進、生きがいの確立にも大きな効果があります。

そのため、働く意思と職業能力のあるすべての障害者のために、それぞれの能力に応じた職業訓練や、就労に向けての技術を身につけるための環境の充実を図り、その能力・適性が十分に発揮できる就業の場の確保が求められます。また、併せて障害者の一般企業での就労が可能になるように、事業主やともに働く人々、就業の場の周辺住民の理解は欠かせない要素となりますので、行政と企業・関係機関及び地域社会の協力関係の構築が課題となります。

2 具体的方策

(1) 障害者の職業的自立の促進

◇公共職業安定所、群馬県障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等との連携の強化と、障害者雇用連絡会議等への積極的な参加・協力をを行い、障害者の特別相談・巡回職業相談や就業訓練を活用できるよう支援体制を整えます。

【A】(産業政策課・福祉課)

◇障害の内容や程度により、一般企業で働くことができない障害者や、作業効率などにかかわらず生活訓練の一環として福祉的な就業を希望する障害者、人間関係を育みながら継続して通うことができる場所を求めている障害者などに対し、地域活動支援センターの活用を努めます。【A】(福祉課)

◇「就労移行支援」や「就労継続支援」等、目的に沿ったサービスの利用を進めます。【B】(福祉課)



(2) 障害者雇用機会増大の促進

◇障害者の採用について、企業に法定雇用率達成の指導を進め、雇用機会の拡大を図ります。【A】(産業政策課・福祉課)

◇自立のための就労を促進し、公共職業安定所等関係機関との連携を図り、地域自立支援協議会を活用し、障害者の雇用機会の拡大を図ります。

【A】(福祉課)

◇就職を希望する障害者に対しては、公共職業安定所への紹介を推進します。

【A】(福祉課)



(3) 雇用促進の啓発活動の充実

◇障害者の雇用については、国や県の関係機関と連携して、「障害者雇用支援月間（9月）」を中心に、広報紙などを利用して雇用支援活動に努めます。

【A】（産業政策課）

◇事業主に対して、障害者の採用における、優遇措置や各種助成制度の活用について周知し、雇用の促進を図ります。

【A】（産業政策課）



◇知的障害者を自己のもとに預かり、または自己のもとに通わせて保護し、その性格・能力に応じ、独立生活に必要な知識や技術の指導・教育を行う「知的障害者職親委託制度」については、新たな職親の開拓や職親との関係強化等、制度充実を図るとともに、制度の活用について周知に努めます。

【A】（福祉課）



第6節 ～社会参加の促進のために～

1 課 題

社会が豊かになり、物質的に満たされた生活のなかで、「ゆとり」や「生きがい」が求められています。特にスポーツや文化活動への参加は、障害者にとって日常生活を豊かにし生きがいを生むことにつながると同時に、健康増進やリハビリテーション、ひいてはあらゆる社会活動への参加を促進するものです。

本市では、住民一人ひとりが生涯にわたり文化・スポーツ活動などに親しみ、健康で明るい生活が送れるよう、学習機会や学習施設の提供、スポーツ活動の振興を図っていますが、自身の障害や物理的な障害等の問題から、障害者の参加が少ないのが現状です。

したがって、障害者が文化・スポーツ活動等に積極的に参加できる環境整備と、生きがいの創造に向けた社会参加への施策の推進が課題となっています。

2 具体的な施策

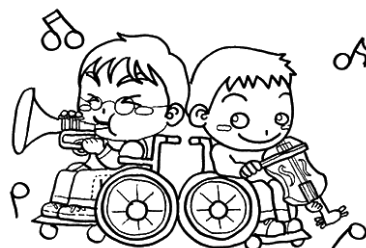
(1) 文化・スポーツ活動の充実

◇地域社会との交流や理解を深めるため、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動への障害者への参加を促進します。【A】(福祉課)

◇参加者の年齢・障害の程度に応じたスポーツ・レクリエーション教室の開催等、障害者がスポーツに親しむ機会の提供に努めます【A】(福祉課)

◇障害者が文化活動やスポーツ活動に積極的に参加できるよう、コミュニケーションの手段の確保と指導員の確保に努めます。特にスポーツ指導者を養成・確保する場合は、障害者の特性に応じた指導方法の促進に努めます。

【A】(福祉課・生涯学習課・スポーツ体育課)



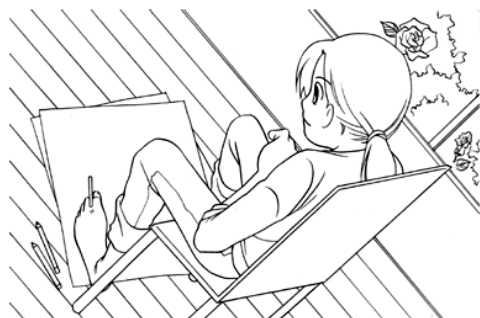
◇各種スポーツ施設・設備の整備改修を進め、障害者のスポーツ推進のための諸条件整備に努めます。【A】(スポーツ体育課)



(2) 社会参加支援の充実

◇障害者が様々な社会活動に参加しやすいよう、コミュニケーション支援事業の充実や、介護給付における行動援護、重度訪問介護及び同行援護、また、地域生活支援事業における移動支援事業等の効果的運用に努めます。

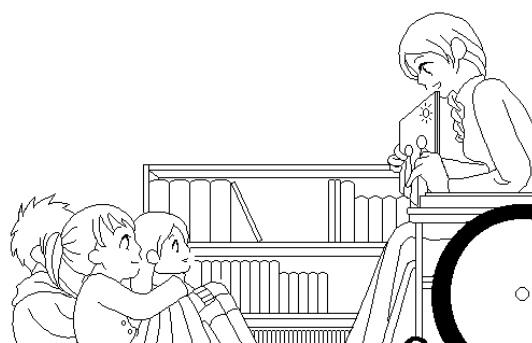
【A】(福祉課)



◇障害者の文化活動や芸術活動を支援し、活動の場を充実するように努め、社会参加の促進を図ります。【A】(福祉課)

◇地域住民の障害者に対する理解と協働意識を育む啓発に努め、それらの活動に障害者が地域住民の一員として共に参加できるよう働きかけを行います。【A】(生涯学習課・福祉課)

◇各公民館事業、ボランティア養成講座等の実施にあたっては、生涯学習的観点のみにしぼられず、福祉学習の機会としての充実にも努めます。また、ボランティア団体等との連携を強化し、学習の成果を生かせる場の確保に努めます。【A】(生涯学習課・福祉課)



第7節 ～住みよいまちにするために～

1 課 題

基本目標に掲げた「障害のある人もない人も全ての市民がお互いの個性を認め、支え合い、助け合い、地域で自立して学び、働き、暮らせるまちの実現」のためには、道路・建築物・公共交通機関等を誰もが安全で安心して利用できるよう整備する必要があります。また、そうしてバリアフリー化、ひいては^{*6}ユニバーサルデザイン化された施設が有効に利用されるためには、市民一人ひとりの障害に対する理解も重要です。

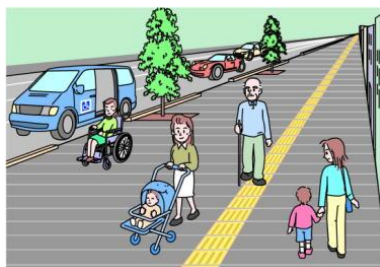
こうしたまちづくりの観点から障害者施策に対しては、「道路の段差の解消」や、「建築物・駅などの段差の解消」、「利便性の高いトイレの設置」、「歩道上や商店内の障害物の撤去」等が求められており、障害者や高齢者等の利便性や安全性に考慮した、誰もが使いやすいようにユニバーサルデザインも導入した公共施設や道路交通網を整備したまちづくりが課題となります。

2 具体的方策

(1) 基盤整備

◇障害者や高齢者、子どもまで誰もが安心して快適に歩けるよう、ユニバーサルデザインを導入し、歩道の広歩道化とグリーンベルト設置、電線の地中埋設化など、景観にも配慮したゆとりある道づくりを進めます。

【A】(都市計画課・土木課)



◇歩行者及び自転車等の動線に即した歩道・自転車道やコミュニティ道路を整備し、生活環境の向上と安全性の確保に努めます。

【A】(都市計画課・土木課)

◇視覚障害者のため、誘導ブロックの整備を計画的に拡大するとともに、歩行の安全確保や標識の整備を図り、目的地へ安心して行ける道の整備に努めます。【A】(都市計画課・土木課)

◇各種公園・緑地の整備にあたっては、障害者や高齢者、子どもまで誰もが安全に利用できるデザインで行い、市民の心身の健康増進や憩いと交流の場の確保に努めます。

【A】(公園緑地課)

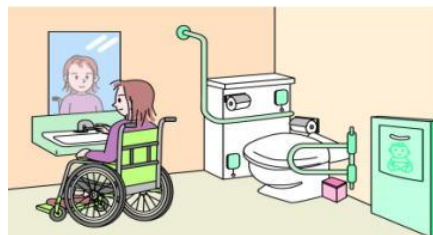


【新川公園：みつばツール】

◇新設店舗や施設の建設・建替にあたっては、バリアフリー化とユニバーサルデザイン化について指導・促進します。【A】(建築指導課)

(2) 住宅・公共施設整備の充実

◇新規に建設する市営住宅については、住宅内の段差解消、便所・浴室・玄関への手すりの取り付け、共有部分の階段・廊下への手すりの取り付け、屋外通路の段差解消を行います。【A】(建築住宅課)



◇公共施設の建設にあたっては、出入り口や廊下の幅を広くとり、エレベーターや便所については、障害者や高齢者・子どもの誰もが円滑に利用できる形態にするなど、ユニバーサルデザイン化等について、可能な限り配慮します。

【A】(建築住宅課)

◇地域で自立した社会生活を送りたいと希望している障害者に対する住宅確保のため、グループホーム等の整備促進と、住宅改造費用の助成に関する周知に努めます。【A】(福祉課)

(3) 交通・移動対策の充実

◇障害者や高齢者に配慮した公共交通施設の整備について、設備改善に努めるよう関係機関に働きかけるとともに、停留所の整備や路線バスのより利便性と効率性の高い運行体系を目指します。【A】(企画課・広域調整室)

◇公共施設及び民間施設における障害者用駐車場の確保と、思いやり駐車場の周知及び適性利用についての啓発活動を行います。

【A】(建築住宅課・建築指導課・福祉課)

◇視覚障害者や車椅子を使用する人にとって、歩道上などの放置自転車は大きな障害物であるため、放置自転車防止のための啓発活動を積極的に推進します。【A】(土木課・福祉課)

(4) 災害時における安全の確保

◇聴覚・言語障害者用緊急ファクシミリを受信した場合には、即座に的確な対応が取れるよう、体制強化に努めます。【A】(消防本部)

◇地域防災計画に基づき、障害者のために災害発生時に、迅速な避難誘導が行われる防災ボランティアの体制強化に努めます。

【A】(総務課・消防本部・福祉課)



◇障害者自身が事故などを未然に防ぐことも重要であることから、防災訓練などへの積極的な参加を促し、事故回避力と防災意識が向上する様に努めます。【A】(消防本部・福祉課)

◇災害時等の聴覚・言語障害者のコミュニケーション支援のため、消防署・警察署に手話通訳者・要約筆記者の登録者名簿を備えます。【B】(福祉課)

◇障害者等が、災害時等における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、障害者等が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ります。 【A】（総務課・福祉課）